特定給食施設等の栄養の改善に関する規則

平成15年6月30日

規則第91号

改正 平成18年9月29日規則第143号

平成23年9月30日規則第69号

平成24年3月28日規則第10号

平成25年3月29日規則第49号

平成26年3月31日規則第53号

令和3年3月31日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。) 第20条第1項に規定する特定給食施設及び相模原市小規模特定給食施設の栄養 の改善に関する条例(平成15年相模原市条例第27号。以下「条例」という。) 第1条に規定する小規模特定給食施設(以下「特定給食施設等」という。)の届出 等について、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)及び健康増進法施行 規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるものの ほか、必要な事項を定めるものとする。

(給食施設開始の届出)

- 第2条 条例第2条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1)給食施設の名称及び所在地
 - (2)給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (3)給食施設の種類
 - (4)給食の開始日又は開始予定日
 - (5)1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
 - (6)管理栄養士及び栄養士の員数
 - (7)その他市長が必要と認める事項
- 2 法第20条第1項及び条例第2条第1項の規定による開始の届出は、給食施設開始(再開)届により行わなければならない。

(給食施設変更等の届出)

- 第3条 法第20条第2項及び条例第2条第2項の規定による変更の届出は、給食 施設変更届により行わなければならない。
- 2 法第20条第2項及び条例第2条第2項の規定による休止又は廃止の届出は、 給食施設休止(廃止)届により行わなければならない。
- 3 法第20条第2項の規定により特定給食施設を休止した者が、その事業を再開 したときは、当該再開の日から1月以内に給食施設開始(再開)届により市長に届 け出なければならない。
- 4 条例第2条第1項の規定による小規模特定給食施設の再開の届出は、給食施設 開始(再開)届により行わなければならない。

(特定給食施設報告書)

第4条 特定給食施設の設置者は、当該給食施設が省令第7条各号に規定する施設となったとき又は同条各号に規定する施設でなくなったときは、速やかに特定給食施設報告書を市長に提出しなければならない。

(特定給食施設の指定通知等)

- 第5条 法第21条第1項の規定による指定は、指定通知書により行うものとする。
- 2 市長は、法第21条第1項の規定により指定した特定給食施設が指定の基準に該当しなくなったときは、指定取消通知書により、その指定を取り消すものとする。

(給食の実施状況の報告)

- 第6条 特定給食施設等の設置者又は管理者は、当該年に実施した給食について給食施設栄養管理報告書により翌年1月末日までに市長に提出しなければならない。 (帳簿の整備)
- 第7条 小規模特定給食施設の設置者は、献立表その他必要な帳簿等(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)を含む。以下「帳簿等」という。)を適正に作成し、当該施設に備え付けなければならない。
- 2 小規模特定給食施設の設置者は、法第19条に規定する栄養指導員(以下「栄養

指導員」という。)から請求があったときは、帳簿等(当該帳簿等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)を提示しなければならない。

(栄養指導票の交付)

第8条 栄養指導員は、法第18条第1項第2号に規定する施設に対して指導を行った場合において、必要と認めるときは、給食施設栄養指導票を作成し、当該施設の設置者に交付するものとする。

(様式)

第9条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第143号)

- この規則は、平成18年10月1日から施行する。 附 則(平成23年9月30日規則第69号)
- この規則は、平成23年10月1日から施行する。 附 則(平成24年3月28日規則第10号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成25年3月29日規則第49号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月31日規則第53号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第52号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。